

放課後等デイサービス オリーブ昭苑 運営規程

（事業の目的）

第1条 学校法人堀口学園（以下「事業者」という。）が設置する「放課後等デイサービスオリーブ昭苑」以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 放課後等デイサービスの実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うため虐待防止委員会を組織するとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる
 - 5 前4項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日条例第86号）に定める内容のほか、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める指定放課後等デイサービスに関する指針（以下「放課後等デイサービスガイドライン」という。）等関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 オリーブ昭苑
- （2） 所在地 印旛郡酒々井町東酒々井1-1-361

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者 1人（常勤職員）＜児童発達支援管理責任者兼務＞
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行う。また、従業者に対し、基準に定める放課後等デイサービスの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人(専任かつ常勤) <管理者兼務>

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により。障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
 - (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健福祉サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定通所支援を提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画(以下「個別支援計画」という。)の原案を作成すること。
 - (ウ) 支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めること。
 - (エ) 個別支援計画の作成に当たっては、利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。
 - (オ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握(障害児等についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。
 - (カ) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況を把握すること。
 - (キ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。
 - (ク) 児童発達支援管理責任者は、障害児の個別支援計画の作成、障害児又はその家族に対する相談及び援助並びに他の事業者に対する技術的指導及び助言を行うこと
- (3) 児童指導員又は保育士 2人以上(うち常勤職員1人以上)
個別支援計画に基づき、障害児に対し適切な指導等を行う。
- (4) 機能訓練担当職員 1人以上
個別支援計画に基づき、障害児に対し適切に機能訓練等を行う。
- (5) 事務職員 1人(昭苑こども園事務員が兼務)
放課後等デイサービスに必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月～金(平日) 午前10時から午後7時まで。

土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで。

長期休業期間 午前8時30分から午後5時30分まで。

(3) サービス提供日

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 月～金（平日）午後1時から午後5時30分まで。

土曜日 午前10時から午後4時まで。

長期休業期間 午前10時から午後4時まで。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は10人とする。

(指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者)

第7条 事業所において放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 障害児 (身体に障害のある児童・生徒、知的障害のある児童・生徒又は精神に障害のある児童・生徒(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。))

(指定放課後等デイサービスの内容)

第8条 放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 発達支援

①本人支援

(ア) 健康・生活

- ・健康状態の維持・改善
- ・生活のリズムや基本的生活習慣の形成
- ・基本的生活スキルの獲得

(イ) 運動・感覚

- ・姿勢と運動・動作の向上
- ・姿勢と運動・動作の補助的手段の活用
- ・保有する感覚の総合的な活用
- ・ウォーキングや遊具等の活用による基礎体力の向上

(ウ) 認知・行動

- ・認知の発達と行動の習得
- ・空間・時間、数等の概念形成の習得
- ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

(エ) 言語・コミュニケーション

- ・言語の形成と活用
- ・言語の受容及び表出
- ・コミュニケーションの基礎的能力の向上
- ・コミュニケーション手段の選択と活用

(オ) 人間関係・社会性

- ・他者との関わり（人間関係）の形成
- ・自己の理解と行動の調整
- ・仲間づくりと集団への参加
- ・仲間と充実感や達成感を味わう
- ・自己肯定感の向上

(カ) 創作活動

- ・表現する喜びの体験
- ・制作を通しての手指の巧緻性の向上
- ・近隣ウォーキング等自然に触れる機会の提供による豊かな感性の形成

②法人内連携

- ・併設する認定こども園・児童発達支援事業所との連携
- ・併設する特定相談支援事業所との連携

(2) 家庭連携支援

- ・定期的面談等における家庭からの相談に対する適切な助言
- ・家庭の子育て環境の整備
- ・関係者・関係機関との連携による支援

(3) 地域支援・事業所間連携支援

- ・近隣地域の子育て支援機関・相談支援機関等の関連機関との連携
- ・近隣地域の小学校・中学校・特別支援学校等との連携

(通所給付決定利用者から受領する費用の額等)

第9条 放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

3 次の各号に掲げる費用については、通所給付決定保護者から徴収するものとする。

(1) おやつ代実費相当

(2) 教材費実費相当

(3) 前2号に掲げるもののほか、放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

- 5 第1項および第2項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域及び送迎サービス利用時の引き渡しは、次の通りとする。

- (1) 通常の事業の実施地域は、酒々井町全域及び保護者が送迎可能な近隣市町で、利用者および対象児童の負担とならない範囲とする。
- (2) 送迎サービスの実施地域は、原則として事業所から3.5Km以内の自宅又は指定の場所までとし、利用者の引き渡しは保護者又は予め定めた成人の親族の者とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 通所給付決定保護者及び障害児は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) サービス利用当日に、利用児童の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、保護者の同意を得て、サービスの変更を行う。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求することとする。
- (2) 利用児童の住所及び利用者上限月額、支給量など受給者証の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従業者に知らせるものとする。また、事業所従業者より受給者証の確認を依頼する場合には速やかに提示するものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

(通所利用者負担額に係る管理)

第12条 事業所は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該事業所が提供する放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下「通所利用額合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、事業所は、当該放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定放課後等デイサービス事業者等に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他要な場合は、速やかに事業者が定める協力医療機関（嘱託医）又は障害児の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関および主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必

要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 事業所は、地震その他の非常災害に備え、当該指定放課後等デイサービス事業所の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めることとする。

（苦情解決）

第15条 提供した放課後等デイサービスに関する障害児及び通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の2第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して千葉県知事（千葉市においては千葉市長）または市町村長が行う調査に協力するとともに、千葉県知事（千葉市においては千葉市長）または市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- （4）成年後見制度の利用支援。

（身体拘束等の禁止）

第17条 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のため対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理および感染症や災害への対応力の強化)

第18条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策)

第19条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内(但し、入職後できる限り速やかに実施するものとする。)

主な研修項目：就業規則等、災害対策、感染症対策、救命救急、虐待防止

(2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業員及び管理者は、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業員及び管理者であった者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等、障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。
- 6 事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うものとする。
- 7 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 8 事業所は、障害児に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 9 事業所は、提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たり、自己評価及び利用者の保護者からの評価を受けて改善を図り、インターネット等の方法によりその内容を1年に1回公表を行うものとする。
- 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は学校法人堀口学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2024年2月1日から施行する。

この規程は、2024年6月1日から施行する。

この規程は、2024年12月1日から施行する。